



3.11から10年 公害問題としての福島原発事故

よけもとまさふみ
除本理史 (大阪市立大学)

公害から福島を考える

福島原発事故は、単なる自然災害ではなく、政府の規制権限不行使や電力会社の対策不備が引き起こした人災であり、公害事件である。したがって、戦後日本の公害問題の教訓を踏まえて、原発事故の被害回復や復興を考えることは有効である（拙著『公害から福島を考える』岩波書店、2016年）。

2011年3月に福島原発事故が起きて以来、筆者は被害実態と賠償、復興政策の調査を続けてきた。2011年8月、全村避難となった福島県飯館村を訪れ、80歳（当時）の男性から、次のよ

うな話を聞く機会があった。

一生懸命、村をよくしよう、楽しい村にしよう、とみんなで本当ががんばってきた。「日本一美しい村」を合言葉に、ようやくそれに近い線にきた。飯館牛も牛乳も、世間に広がってきたところだった。環境づくりも、みんなでこうしよう、ああしようとがんばってきたんだよ。それなのにこうなるなんて、あきらめきれない。

飯館牛はブランド品になった。飯館の牛乳も濃度がうんと強い。こういうのは、ちょっ

とやそつとで、できるものではない。長い努力の成果でそうなる。〔それが今度の事故でひっくりかえされたのは〕 うれしい。

男性は、生家のある村内の他地区から事故前の住所へ1952年に移り住み、農地を開拓し、地域づくりにも取り組んできた。その成果が失われつつあるというのである。男性の言葉から「ふるさとの喪失」に対する危機感が伝わってきた。これは単なる主観的な被害ではない。男性の言葉にあるように、地域に根ざした人びとの諸活動が実際に途絶している。飯館村の地域づくりは、震災前から注目されていたが、その取り組みが道なかばで断たれたのである。

ちょうどその頃、文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会（以下、原賠審）は、事故賠償に関する「中間指針」を発表した。ここでは、原発事故で避難を余儀なくされたことによる精神的損害の賠償が認められている。しかしそれは、避難生活の不自由さや将来の見通しが立たない不安であって、「ふるさとの喪失」とは、まったく異なるものだった。「中間指針」で「ふるさとの喪失」被害が看過されているのは重大だと考え、2011年11月にはこの問題を指摘する論文をまとめて、福島大学災害復興研究所の定例研究会でも発表した。

「ふるさとの喪失」は、福島原発事故における特徴的な被害類型だといわれるが、同時に、従来の公害被害と共通する面が大きいことも明らかだった。公害の被害は、人間の生命や健康だけでなく、地域の生活環境やコミュニティなどにも及んでおり、それらの総体を回復していくことが必要である。包括的・総体的な被害実態把握と原状回復という視点は、戦後日本の公害研究が重視してきた基本的スタンスである。福島原発事故の被害に対しても、この視点は重要な意味をもつ。

福島原発事故でも、地域における生業や人びとの暮らしが根底から破壊された。こうした多面



飯館村役場（2019年7月、筆者撮影）

的な被害には、ただちに金銭的損害としてあらわれないものが多く、被害者の積極的な取り組みなしには賠償も前進しない。したがって、四大公害事件*でみられたように、損害賠償を求める集団訴訟が全国で提起されていくことが予想された。また、損害賠償は重要ではあるが被害回復に向けた手段の1つにすぎず、原状回復のためには賠償を含む総合的な対策が求められる。

賠償の仕組みと問題点

福島原発事故の損害賠償は、「原子力損害の賠償に関する法律」（以下、原賠法）にしたがって行われる。原賠法には無過失責任の規定があり、それに基づいて東京電力（以下、東電）は賠償責任を負っている。

無過失責任の制度は、被害者の救済を図るため、故意・過失の立証を不要とする仕組みである。そのため、四大公害事件などとは異なって、訴訟が提起される前から東電の賠償がはじまったのである（他方、これが津波対策の不備に関する責任解明を妨げている面もある）。

東電が賠償すべき損害の範囲については、原賠法に基づいて、前述の原賠審が指針を出す。これは、東電が賠償すべき最低限の損害を示すガイドラインであり、明記されなかった損害がただちに賠償の範囲外になるわけではない。しかし、現実にはそれが賠償の中身を大きく規定している。

東電は、原賠審の指針を受けて賠償基準を

定め、プレスリリースなどで公表する。中間指針が策定されて以降、東電は自らが作成した請求書書式による賠償を進めてきた。この書式にしたがい、被害者が直接、東電に賠償請求をする方式を直接請求と呼んでいる。直接請求方式では、加害者たる東電自身が、被害者の賠償請求を「査定」する。

直接請求方式による賠償には、いくつかの重大な問題がある（拙著『原発賠償を問う』岩波ブックレット、2013年）。

まず第1に、指針の策定にあたり、当事者である被害者に対して、参加の機会が保障されていないことが挙げられる。原賠審では、東電関係者がしばしば出席し発言しているのに対し、被害者の意見表明や参加の機会がほとんど設けられてこなかった。被害者からみると、賠償の内容や金額が一方的に提示されてくるのであり、「加害者主導」の賠償と映る。

当事者参加が保障されていないことから、第2に、賠償の内容や金額が被害実態を十分反映していないという問題が生じてくる。そのため、直接請求による賠償は、被害実態からの乖離や被害の過小評価を伴う。

避難者に対する賠償では、国の避難指示等の有無によってその内容に大きな格差がある。すなわち、避難指示等があった区域では、避難費用、避難慰謝料、収入の減少などの賠償がそれなりに行われてきた。他方、避難指示等がなかった場合、賠償はまったくなされないか、きわめて不十分である。住居や家財についても、賠償の有無が避難指示区域の内・外ではっきりと分かれている。しかし、この格差は住民の実感から乖離しており、納得を得られていない。そのため、住民の間に深刻な分断を生み出してきた。

避難指示区域内の被害も、過小評価されている。避難指示区域などを対象に支払われてきた1人月額10万円の慰謝料（避難慰謝料）は、交



「ふるさとの喪失」は慰謝料に含まれていない（川俣町山木屋地区、2018年10月、筆者撮影）

通事故での自賠責保険の傷害慰謝料をもとに算定されたものである。そこでは、「ふるさとの喪失」と呼ぶべき被害が慰謝料の対象から外れている。「ふるさとの喪失」は、当事者の実感としては大きいにもかかわらず、第三者の目にただちにはみえにくい被害の典型であろう。

被害者の分断

福島原発事故では、賠償における線引きが住民の分断を引き起こしている。これは水俣病事件でも起きてきたことだ（前掲拙著『原発賠償を問う』第3章）。

前述のように、原賠審は、国が避難指示等を出した地域の避難者に対しては、賠償の範囲を比較的広く定めた。他方、避難指示等が出ていない区域については、農林水産物の出荷制限や風評被害を除き、住民への賠償にはほとんど触れていない。つまり、行政による避難指示等の有無によって、賠償に大きな格差が設けられ、「自主避難」問題が生み出されたのである。

これは、水俣病などの公害問題でみられる「未認定」問題とよく似ている。水俣病事件では、1970年代後半、行政が患者の認定基準を狭めることで補償対象を絞り込んできた。そこから外れた多くの被害者が「未認定」患者として、十分な補償を受けられずにきた。

被害者の分断は、問題の解決を非常に難しく

する。補償・救済を受けられない被害者は、異議申し立てを続けざるをえず、事態は長期化する。水俣病事件でいまだに紛争が完全には終結していないという事実からも、このことは明らかである。

2012年12月以降、福島地裁いわき支部を皮切りに、原発事故被害者による集団訴訟が次第に拡大し、30件以上の訴訟が全国で提起されるに至った。これらの裁判の動向が注目されるところである。

加害責任のあいまい化

水俣と福島のもう1つの共通点は、加害者が補償責任を果たしているようにみえても、費用負担の実態はそうっておらず、責任があいまいになっていることである。

東電は、原発事故を起こしたことで実質的に債務超過に陥り、法的整理が避けられないはずだった。にもかかわらず存続しているのは、2011年5月の関係閣僚会合で、東電の債務超過を回避することが確認され、同年8月に原子力損害賠償支援機構法（2014年の改正で原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に改称。以下、支援機構法）がつくられたためである。

これによって、原子力損害賠償支援機構が設立され、東電に対し、資金の交付や貸付、株式引き受けなどのさまざまな援助をすることができるようになった。この仕組みができたため、東電の株主と債権者は、法的整理に伴う減資と債権カットを免れた。

制度上の建前では東電は免責されず、むしろ賠償の第一義的責任を有することになっている。しかし実態をみれば、賠償の原資は国から出ることになる。さらに電気料金や税金を通じて、国民に転嫁されていく。他方、東電の株主や金融機関は、応分の負担をしているとはいえない。東電に第一義的責任があるようにみえて、肝心の部分が抜け落ちているのである。

国について、支援機構法第2条は「これまで



勝訴を報告する「福島原発避難者訴訟」の原告団・弁護団（仙台高裁前、2020年3月12日、筆者撮影）

原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っている」としている。しかし、国は前面に出て責任を引き受けるのではなく、東電の背後に隠れ、その賠償責任「遂行」を援助するにすぎない。

このような建前と実態の乖離は、水俣病事件でもみられる。1970代末以降に政府が行ってきた加害企業チッソへの金融支援では、チッソが被害補償にあたっているかのような体裁をとりつつ、その背後で、公的資金投入などの措置が延々と続けられてきた。この構造は、現在まで継続している。

1973年、水俣病裁判で患者側勝訴の判決が出され、これに基づいて補償協定が締結された。当初は、チッソが補償を支払ってきたが、認定患者の増加とともに補償額も増大したため、資金繰りの悪化を背景として、1978年にチッソ金融支援が開始された。これは、チッソが熊本県を介し、補償の元手の大半について国から借金をする仕組みである。

こうして、形のうえでは補償責任がチッソに負わされる一方、費用負担の実態をみれば、結果的に補償額のほぼ全額がこの仕組みによって賄われることになった。しかし、その金を国が出すのは、水俣病に関する責任とは無関係、という体裁がとられたのである。この結果、チッソは多額の有利子負債を抱え込むことになったため、1999年にチッソ支援「抜本策」が決定され、政府の水俣病補償への関与はさらに拡大し

ている。

全国に広がった集団訴訟

もちろん被害者サイドの異議申し立てもはじまっている。前述のように、2012年12月以降、福島原発事故の被害者による集団訴訟が全国各地で起こされ、原告数は1万2000人を超えた。原告たちは、国や東電の責任を追及するとともに、損害賠償や環境の原状回復を求めている。

これらの集団訴訟において、2017年3月～2020年11月の間に19の地裁判決が出された。また、2020年3月および9月には3つの高裁判決も出されている。

損害の認定について、かなり温度差はあるが多くの判決に共通しているのは、原賠審の指針や東電の賠償基準で十分とするのではなく、裁判所が独自に判断して損害を認定していることだ。しかし、問題点や課題も多く残されている。

賠償認容額が現在の賠償指針・基準の枠を大きく超えず、低い水準にとどまっていることが、まず大きな問題だ。とくに避難指示区域外の慰謝料は低額である。避難指示区域等に関しては、「ふるさと喪失の慰謝料」が裁判で認められつつある。しかし、認容額は原告の訴えを十分に受け止めたとはいいがたい水準にとどまっている。

国の責任については、14の地裁判決（国が被告とされていない裁判を除く）が出されており、そのうち7件で認められた。ただし、責任を否定した判決においても、多くの場合、津波の予見可能性は認められている。高裁レベルでは2020年9月の「生業訴訟」仙台高裁判決が初判断を下し、一審に続いて国の責任を認定した。

戦後日本の公害・環境訴訟は、こうした加害責任の解明を通じて、原告の範囲にとどまらず救済を広げ、被害の抑止を図る制度・政策形成の機能をも果たしてきた。本件集団訴訟の原告たちも同様に、賠償や復興政策の見直し、それらを通じた幅広い被害者の救済と権利回復をめざしている。

福島復興政策では、個人に直接届く支援施策よりも、インフラ復旧・整備などが優先される

傾向がある。一人ひとりの生活再建と復興に向けて、きめ細かな支援策を講じていくことが強く求められている。被害者の取り組みが政策転換と救済の拡大につながるのか、今後の展開を注視すべきである。

政策転換をどう進めるか

では政策転換をどのように進めていくべきか。とくに被害補償についていえば、公害問題の教訓から、少なくとも次の2点が重要であろう（前掲拙著『原発賠償を問う』第3章）。

第1は、何よりもまず、被害の実態と全容を明らかにすることである。そのためには調査・研究も必要だが、被害者自身が訴え出ることを容易にする条件づくりが欠かせない。補償・救済制度ができてはじめて、被害者自身も被害を受けていることを自覚する、というプロセスは公害問題でもみられた。逆に、補償・救済がなされないと、被害は潜在してしまう。被害の全容を明らかにすることと、補償・救済をきちんと行うことは、表裏一体の関係にある。

第2は、補償・救済の内容を金銭的な補償だけにとどめず、被害者に対する福祉的措置や、被害地域の再生など、息の長い取り組みを着実に続けることである。金銭的な補償だけで、ふるさとを取り戻すことはできないし、避難者の生活再建が保障されるわけでもない。とくに福島原発事故では、放射能汚染の低減や、人びとの健康影響の解明に長期間を要する。被害地域の再生・復興も、時間をかけた取り組みにならざるをえない。国と東電には、賠償や支援策の打ち切りを急ぐのではなく、長い時間を要する解決過程と正面から向き合い、被害地域の住民・自治体とともに、その過程に主体的に参加していくことが求められる。

福島原発事故の被害回復と地域再生においても、水俣病など公害問題から学ぶことのできる事柄は多いはずであり、それを問題解決に役立てていく必要がある。（2021年1月7日脱稿）

* 四大公害事件：水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく。日本の高度成長期に問題化した。

日本の戦後75年、これからの日本のゆくえ <後編>

■ 中野晃一（上智大学、政治学）

冷戦時代、9条を軸にした「護憲対改憲」の対立構図が生まれ、80年代後半、世界的な「改革の政治」の時代が始まると、次第に国内でも憲法も改革して当然、と考えられるようになっていきます。

ポスト冷戦期—グローバル資本主義の展開

こうして9条が隠され、なんとなく改正ありきのムードが作られます。漠然と憲法を変えたほうがいいという意味の改憲派は、1990年代の後半には3分の2を衆参両院で超えていました。ただ、どこを変えるのかという合意ができていないのです。そこで今度は戦後50年の1995年頃を境に、憲法を骨抜きにする、つまりテキストはいじらず解釈を変えたり、あるいは新しい法律を作って、幅を広げていけばいいということになってきます。

さきほど、冷戦の終盤期からポスト冷戦の初期に関して、自由主義全体の中に新自由主義があったと申し上げました。ところが90年代の後半以降、とりわけ2000年代からは自由主義と新自由主義が袂を分かち、新自由主義だけが突出して暴走してゆくことになります。それを覆い隠すために、ナショナリズムとのセットとなった新自由主義が登場します。そのいちばんの典型が小泉純一郎です。彼は構造改革ということで郵政民営化したり派遣労働の解禁を製造業にも導入し、男性労働者にも派遣が増えていった。同時に彼は毎年靖国参拝をして、ナショナリズムを煽ったのです。興味深いことに、いわゆる改革派の総理といわれる人はみんな靖国に行っているのです。中曽根さんも1985年の靖国公式参拝を行なって批判を受けました。橋本龍太郎さんも90年代の後半にやはり1回行って批判を浴びました。安倍さんも2013年の12月26日に行っています。

いわゆる改革派を標榜する人がナショナリズムにいく。これはどうしてなのか。

かつての改憲派が冷戦期に言っていたのは、自主憲法だとか国防の強化でした。つまり日本

のナショナリズムと直結する形で、日本は国防を強化し、押しつけ憲法は恥ずかしいから自主憲法を制定しなくてはいけない、そういう論法でした。しかし冷戦のグローバル資本主義、実際にはアメリカを盟主としたグローバル経済秩序の下では、日本企業がその権益を護るためには、9条の縛りから自衛隊を解放して、日米安保同盟を強化して9条を骨抜きにしなくてはならなくなったのです。これが集団的自衛権の行使容認につながっていきます。

対米従属の下に愛国が生まれるという矛盾です。それは愛国者を自称する安倍さんが、日本国民である沖縄県民を蹴散らかして米軍のための基地をつくるということです。あるいはTPPの推進、外国人労働の解禁による安価な労働力の導入、カジノ誘致、アメリカの軍事産業を潤すための敵基地攻撃能力。小泉さんの構造改革で言えば、アメリカの金融資本が儲かるように、郵貯を壊して実際にはアメリカを中心とした多国籍企業に売り払う。その時、日の丸、君が代、教育勅語、靖国神社といった、目を逸らすためのシンボルが濫用されるのです。

この頃、重要なことが国際社会でも起きています。1997年に国連の事務総長が、ガリ事務総長からアナン事務総長に交替します。ガリ事務総長はアメリカとケンカして、アメリカの不興を買う形で辞任を余儀なくされたのです。そして2000年代に入ると米国は国連をほぼ無視して、イラク戦争を始め、日本は、それまで国連の枠組みの中でのPKOだと言っていたのが、集団的自衛権に移っていくのです。アメリカとの関係において日本がどれだけ有効なことが出来るかということで、一連の法律が整備されていったのです。

このように9条が明文改憲されていないにもかかわらず、既成事実が次々と積み重ねられていきました。そしてこうした対米従属の強化を覆

い隠すかのように、「つくる会」（「新しい歴史教科書をつくる会」）、教科書議連（「日本の前途と歴史教育を考える議員の会」）がほぼ同時につくられ、いわゆる日本会議・日本会議国会議員懇談会、小泉靖国参拝、ヘイト本の流行、在特会（「在日特権を許さない市民の会」）の街頭活動などが今日に至るまで続いていきます。

結局、「改革の政治」は実際には富める者、権力を持っている人がより有利になり、貧しい人、権力のない人がより阻害される制度になっていったのです。多くの有権者が分断されてしまうわけです。正規雇用がどんどん小さくなって、派遣労働だ、臨時職員だと、雇用の形態が違う人が同じ職場で働くことが広がっていくと、労働運動が弱まっていきます。その一方でヘイトと分断の「アイデンティティーの政治」が呼びこまれていきます。外敵と内敵をつくり、分断して国民を抑えつけようとしているのです。これが「日本を取り戻す」なのです。つまり、かつては親分が子分の面倒をみる形で統合しようとしていたのが、今は分断して、自己責任だ、勝ち組と負け組に分かれるんだ、それが自然なんだ、いいことなんだ、といいながら、内外の敵を炙りだすことによって統一感をつくらうとする。そのための日の丸、君が代、教育勅語、嫌韓なのです。

こうした中で復古的な改憲論が少しずつ戻ってきました。今の状況は、「立憲」対「非立憲」。非立憲とは「壊憲」のことです。つまり、「憲法守れ」どころではなく、もう「立憲主義を守れ」というレベルです。

憲法改正に関しては、2020年5月3日に朝日新聞に発表された世論調査*によると、賛成が43%、反対が46%で拮抗しています。しかし9条に関しては、反対が65%もあって、賛成は27%にとどまっています。若干賛成が増えたけれども反対は底堅い。9条に関しては今でも反対派の方が一目瞭然で大きいのです。

今、日本に限らずグローバルな寡頭支配、権力を持っている人、富を持っている人たちがさらにそれをほしいままにするという状況になっ

ています。その典型が森友加計や、桜を見る会、検察庁の幹部の定年延長といった動きです。さらにコロナ禍の中、こうした支配構造が、貧困や経済格差、排外主義、差別や暴力をさらにむき出しにしているのが現実です。

戦後75年、誓いを新たに：「名乗りの連帯」

では私たちは今どう闘っているのか。実は、この間の市民運動は、「名乗る」ことで連帯を表明しようという形式が定着してきています。それは世界的に展開しているのです。日本では、例えば安保法制の時、SEALD'sが「自由と民主主義のための学生緊急行動」と、わざわざ学生を名乗った。「ママの会（安保関連法に反対するママの会）」はわざわざママを名乗りました。学生だとか、ママではなければそこに入れないのかといったら、そういうことではないのです。#MeeTooに参加するには自分が性暴力被害者でなくてもよい。「Black Lives Matter」と言うためには黒人でなくてはいけないということはないのです。つまり、わざわざ名乗る、アイデンティティーを強調しているかのように見えるけれども、実際にはアイデンティティーを乗り越えてソリダリティー（連帯）を表明するというパターンなのです。敢えてそれを名乗ることによって、他者性を前提にしたうえで、ヘイトや分断を乗り越える、他者性や隣人性にもとづく「連帯の政治」が可能か、せめぎ合いがなされているというのが、実態だと思います。

一方では、分断と支配のグローバリゼーションがここまで進行してしまっている。一方、それに対して連帯と共生のグローバリズム、ある種の国際主義がそれを乗り越えることができるのか。今、大きなせめぎ合いになっているというのが、私自身が認識している世界の大きな政治的な構図ではないかなと思います。

（2020年9月19日オンラインシンポジウム

「戦後75年と憲法」記録）

*注

https://digital.asahi.com/articles/DA3S14464638.html?_requesturl=articles%2FDA3S14464638.html&pn=3

札幌教区正義と平和協議会の誕生

札幌地区正義と平和協議会は2020年4月、札幌教区正義と平和協議会に組織変更し、全道6つの地区を網羅する組織となりました。ここ5年間、年1回開催してきた正義と平和全道6地区担当会議を札幌教区正義と平和協議会全道交流会として10月24日に開催し、コロナを配慮して、参加者53名のうち約半数が各地からオンラインで参加、実り豊かな時間を持つことができました。

交流会では松浦悟郎司教（名古屋教区）から「キリストと同じ夢を見る」をテーマに講演をいただきました。松浦司教は「カトリック新聞」

に2020年1月19日刊から2月16日刊まで5回にわたって連載された同テーマの論考の趣旨を解説され、コロナ禍で神を「待ち望む」信仰のあり方について示唆に富んだお話をされました。私たちの平和運動も「貧しくさせられている者、弱い立場に置かれている者の立場に立つキリスト」の生き方に共感してすすめることが大切と強調した結びが、つよく印象に残っています。コロナ禍の中で私たちが常に念頭におかねばならないことも、このイエスの生き方であると信じて、今後の活動をすすめていきたいと考えています。

（松永 武：札幌教区正義と平和協議会）

要約：松浦悟郎司教 講話「キリストと同じ夢を見る」

■ 鈴木澄江（札幌教区正義と平和協議会事務局長）

1. コロナ禍から見えてきたこと

いま各教区では、何か月もミサに参加できない状況が続いている。今まで当たり前であったことができなくなった。私たちは、当たり前がいかに重要であったかを体感している。

キリシタン迫害の時、キリシタンは「いつか子どもや孫たちが堂々と教会に行き、神を賛美できるように」と祈り「待ち望み」ながら死んでいったらう。30年前にカンボジア難民キャンプを訪れたとき、ポルポト派と政府軍との内戦の最中、母親が幼子たちに「今日は日曜日で主の日だから」と聖書を読み教えていた。司祭によるミサと秘跡を「待ち望む」集会祭儀が行われていたのだ。戦後、「日本国憲法」によって「信教の自由」が本当の意味で保証された。私たちは、教会に行き、神を賛美する自由の重みを感じているだろうか。「待ち望む」ことが受け継がれなければ、その大切さも受け継がれない。私たちは、コロナによって、当たり前と思っていたことの稀少価値に気付いた。これを新しい日常が始まっても忘れないでほしいと思う。

お笑い芸人のおしどりマコさんが、「コロナは世界一斉の民主主義テスト」と言っている。

日本では他県ナンバーの車に投石があったり、感染より感染によるバッシングや差別を恐れる状況だ。イギリスではドアに「感染のため2週間の自粛生活します」と張り紙を貼ると、通りがかりの人が「頑張れ」とか「パンと水、お花、チョコをどうぞ」と贈り物やエールを送ったという報道があった。もちろん、日本でもあると思うが、このようなことが当たり前の社会になってほしい。イスラエルの歴史学者、ユヴァル・ハラリは「国家は、コロナをチャンスに個人データの把握、監視、罰する法律を性急に成立させる。市民もコロナ感染予防のためと納得するが、コロナ終息後もその体制は続くだろう」と言う。コロナによって、民主主義や政府、社会の対応が試されている。

2. 同床異夢

わたしの思いは、あなたたちとの思いと異なり
わたしの道はあなたたちの道と異なる

（イザヤ55・8）

スタートの時点からはじまる同床異夢

イエスと弟子たちにも歩み始めた当初から隔

たりがあった。同じキリストを知り、信じ歩んでいても、司祭間にも信徒にも微妙な違いがある。問題は、その違いから自分は絶対正しいと他方を排除することだ。

私が憲法について話すと「なんで教会が政治の話をするのか…」と言われることがある。「天国に入る信仰」と「神の国の実現を求める信仰」と二つの表現がある。両方とも正しいのだが、信仰の目的が、天国に入り、個人が永遠の命を得ることに偏れば、教会とはそのために祈り、秘跡を受けて赦され清められる場となり、社会で起こることに無関心になる。また、この社会は自己を汚すものだからこれに染まらないようにと、社会を否定的に見てしまうことになる。けれども聖書でキリストが伝えた神の国とは、神と私たち、私たち同士の関係性が和解し、一つになるということだった。共同体の完成のなかに私の救いがある。宮沢賢治が「世界ぜんたいが幸福にならないうちは個人の幸福はありえない」と言ったことに通じる。もちろん、神の国の完成の考え方のなかに天国の考え方も含まれるが、救いを天国にだけ置き、神の国の視点を排除すると社会や世と引き離され自分だけの救いとなってしまう。

「同床異夢」を乗り越えるにはどうしたらいいのか。私たちは、どちらの方向にどの角度で傾くのか、イエスの教えや生き方を根本にしっかり捉えていくことが大切だと思う。

歩み始めた道での同床異夢

同じ神の国の実現を目指しても、そこに至る道で誤ることもある。例えば、「戦争の早期終結による平和のため」という口実で原爆を使った。そのような暴力で神の国に至ることはできない。ガンジーは、カーストを否定し差別のない平等な社会を目指していた。ある日、(高位のカースト出身の)妻がトイレ掃除を拒んだ。ガンジーは、最終的にはそんな妻を受け入れた。妻は理想に達することのできない自分を受け入れてくれたガンジーに心を動かされ、結局、トイレ掃除を行った。目的とそこに向かう道は繋

がっている。キリストは、「わたしは道であり、真理であり、命である」と言った。理想が実現できていなくても、理想が示す道を歩むこと自体が「理想を生きている」ことになるのだ。

人間として大切な共感からさえも起こる同床異夢

人を動かすのは「喜ぶものとともに喜び、悲しむものとともに悲しむ」という「共感」だ。人間は神の似姿として造られた。神が人間の現実に共感したからこそ、神は人間に駆け寄ってきた。だが、「共感」はしばしば感情と結びつき、感情が自分を引っ張っていく。イエスも怒り、涙を流して共感したが、相手を暴力で仕返しをすることはなかった。感情そのものは悪くない。しかしそれをどう行うかはイエスに倣わなければならない。かつて学生運動の若者たちは社会の不正義と闘ったが、それが暴力闘争に移ってしまったこともあった。パレスチナで自爆テロに向ったある女性が、かつての自分の教師の「人のいのちはだれも奪う権利がない」ということばを思い出し、思い止まったという。

不正義への闘いは無関心より素晴らしいが、確かに共感からくる感情が次の一步を誤らせ、排除や暴力に繋がる可能性がある。イエスは自分を不正に処刑する者を受け止め、彼らをはるかに凌駕するやり方で受け入れた。そして真の復活の力が示された。私たちの平和運動も、そこに立ち返らなければならない。

3. キリストと同じ夢を見る

「私には夢がある。いつの日か…昔は奴隷だった人の子孫と昔は奴隷の主人だった人の子孫が、兄妹としてテーブルを囲んで一緒に座ることを」(キング牧師)

重要点は和解の完成だ。勧善懲悪の話の中で悪は滅び正義が勝つ。しかし「キリストと同じ夢を見る」の到達点では、悪人は改心して、和解していくことにある。



核のゴミの地層処分問題に直面して

■ 小野有五 (札幌教区小野幌教会信徒 行動する市民科学者の会
北海道大学名誉教授)

原発から出る核のゴミを地下に埋めてしまおうとする「地層処分」。2020年8月13日、北海道寿都町長が、寿都を核のゴミを引き受ける候補地にいきなり名乗りを上げて以来、何度も寿都に行くようになりました。その後、近くの神恵内村も、商工会の一部が中心になって、核のゴミの処分場を受け入れる動きが表面化しました。どちらにも共通していたのは、住民には何も知らせないまま、町長や村長、村議会の一部の者だけが、核のゴミの地層処分を推進するNUMOの職員と接触し、密かにことを進めてきたという、とんでもない状況でした。核のゴミの「地層処分」にはどんな問題があるかを住民が十分に知ったうえで、住民自らがその可否を判断するのが常識でしょう。それを一切無視して、まず応募に手を挙げてから勉強すればいい、というのですから、まず、そうしたやり方自体が、倫理的に許されないことでした。

多くの人は、NUMOとは原発の担当官庁である経産省の中の組織だと思っています。しかし、そうではありません、NUMOとは、原発を所有する電力会社が100%出資してつくった組織、つまり電力会社そのものなのです。危険な核のゴミが出ることを知りながら原発を推進し、巨大な利益を得てきた電力会社が、そのゴミを原発敷地から持ち出し、関係ない所に埋めて、あとは知らん顔を決め込むために作ったのがNUMOという組織なのです。NUMOとは、Nuclear Waste Management Organization of Japanの略称なのに、日本語は「原子力発電環境整備機構」。そもそもゴミという言葉を隠していることが問題です。

まず、そういうことを、そして埋めたら十数年後には漏れだす危険なヨウ素129などを含む

「低レベル核廃棄物」も一緒に埋められてしまうということを、真っ先に住民に知らせなければなりません。そう考え、「知ってましたか？

いま地層処分してはいけない8つの理由」というA4版8ページのパンフレットを11月に作り、寿都や神恵内、さらにその近隣町村で、これまでに3500部を配布してきました*。

みんな原発の電気を使ったでしょう、だからそのゴミ処理をどこも引き受けないのは無責任でしょう、とNUMOは強調しています。しかし、危険なゴミを出すことを知りながら原発を選択し、利益を得てきたのは電力会社です。自分の出した危険なゴミは自分のところで最後まで保管する、危険なゴミを増やさないために原発は一日も早く止める。それこそ、責任ある態度ではないでしょうか。

3.11の原発事故直後、日本のカトリック司教団は、原発を止めるべきという声明を出しました。それは、原発の事故が、取り返しのつかないほど環境を汚染してしまうからであると同時に、原発が出す核のゴミは、安全になるまで10万年も保管しなければならないからです。10万年という時間は、人間のスケールを超えています。そんな長い時間、危険な核のゴミを安全に管理できると言い張ること自体が、人間のおごりであり、神を無視する態度なのです。いま、活断層を研究してきた科学者として核のゴミの地層処分に反対していますが、地層処分問題は、人間とは何か、神の前に人はどのようにあるべきかということを考えさせる深い意味をもっています。ほんとうは、そのことを人々に伝えていきたいと思うのです。

*注

カトリック札幌教区正義と平和協議会チャンネルのビデオもご覧ください <https://youtu.be/8rxqNf56sjs>



つながり合って共に生きるということ ～東日本大震災から10年を迎えて～

大口径子 (歌人)

「東京オリンピックの開会式を、仮設住宅のテレビで観る人が一人でもいたら、東京オリンピックは失敗だと、わたしは思います」(「創」2014年6月号) オリンピックは延期となりましたが、作家の柳美里さんのこのコメントは、東日本大震災後の日本の社会の方向性を厳しく見据える言葉として今も鮮烈です。

東日本大震災後の仮設住宅の完全な解消時期は見通せず、今もまだ「ゼロ」にはならないようです。数字上「ゼロ」になったとしても、五輪関連施設の建設ラッシュを経て、プレハブの応急仮設住宅で暮らし続けた人たちがいるという事実は、なかったことにはできません。

東日本大震災からの「復興五輪」と位置づけられていたものが、昨年からは「人類が新型コロナウイルスに打ち勝った証として」、さらには「新型コロナウイルスの感染拡大防止に世界が団結する必要がある、その象徴として」の五輪開催なのだとその目的は変化し、もはや何のためにオリンピックをするのかわからないような状況です。新型コロナウイルス感染拡大が急速に深刻化する中、仮設住宅での生活を想像する余裕も失われているのが現実かもしれません。

私自身は、10年前に宮城県仙台市に住んでいましたが、東日本大震災後、福島第一原子力発電所の事故を知ってすぐに息子を連れて宮崎県に移住し、宮崎でたくさんの人に助けられながら10年間生活してきました。食べ物や衣類、布団などの提供、住居の斡旋にはじまり、幼い息子を預ってくれたり、運転免許のない私のために車を出してくれたり、たくさんの方がさまざまな面から生活の支援をしてくれました。「お金は足りているの？」と心配してくれる人もいました。それは本当にありがたいことであつたはずなのですが、震災避難者・移住者を支援するミーティングの後、親しい人から「一番支援

してほしいものはやっぱりお金でしょ？」と小声で、しかし真剣に確認された時のなんともいえない違和感は、今も忘れられません。

確かに、物やお金が足りなかったことはあるし、現在も物やお金を必要とする事例は数多くあるでしょう。仮設住宅の問題も、土地やお金があれば解決できる部分が大きいのかもしれません。しかし柳さんのコメントが指摘する通り、雨露をしのぐプレハブの住宅とテレビがあればそれでOKということではありません。当時の私が本当に求めていたのは、私たちの暮らしと未来について、「被災者」「支援者」の区別なく共に生きる人間として、宮崎の人も一緒に考えてほしいということでした。その時は、咄嗟にうまく言葉にすることができませんでした。原子力緊急事態宣言が発令され、放射能汚染が懸念される中で、子どもたちの給食の安全をどう確保できるのか、震災瓦礫を宮崎に持ち込もうとする動きをどうとらえるか、隣の県にある原子力発電所をどう意識するのか、それは「被災者」だけの問題ではなく、同じ宮崎の地に住む人や自然に深く関わる問題なのだということを、周りの人たちと少しずつ共有できるようになった10年間であつたと感じます。

今年の「世界平和の日」教皇メッセージはケアの文化の必要性に言及しつつ、「あらゆるものはつながり合っているという確信、そして、私たちが、自分たち自身のいのちを真に気遣い、自然とのかかわりをも真に気遣うことは、友愛、正義、他者への誠実と不可分の関係にあるという確信です」という『ラウダート・シ』の記述を引用しています。たとえば、教会の中で増えている外国人技能実習生に対して、どのようにつながり、気遣い、受け入れながら自分の問題として考え行動できるのか。10年前の自分を思い返しつつ、考えています。



- 1 3.11から10年 公害問題としての福島原発事故 …… 除本理史
- 6 日本の戦後75年、これからの日本のゆくえ <後編> …… 中野晃一
- 8 札幌教区正義と平和協議会の誕生
- 10 ひとつづつ
核のゴミの地層処分問題に直面して …… 小野有五
- 11 (連載第9回)シロツメクサの花かんむり
つながり合って共に生きるということ
～東日本大震災から10年を迎えて～ …… 大口玲子
- 12 まんが「修練者の石橋さん」

表紙写真 沖縄では沖縄戦で亡くなった方々の遺骨がまだまだ収集されないまま放置され、遺骨の含まれた土砂が、なんと辺野古新基地建設の埋め立て工事に使われようとしています。平和をつくり出す宗教者ネットでは、遺骨の含まれる土砂を辺野古新基地建設に利用することに反対しています。
(沖縄県糸満市の土砂採取現場に向かう一行 撮影：平和をつくり出す宗教者ネット、2020年11月17日)

苦虫のつぶやき

まげしま 馬毛島問題について考える

馬毛島は、種子島の西方12キロの東シナ海にある無人島である。種子島は鹿児島市から、南に約100キロ(東京からは約1000キロ)に位置しており、南西に進むと約500キロで沖縄がある(中国の上海からは約900キロ)。政府は軍事的適地であると判断し、米軍空母艦載機の陸上離着陸訓練(FCLP)の移転を前提とした自衛隊基地の整備を図る計画を現在着々と進めようとしている。2019年に約160億円(評価額は45億円)で土地を買収し、20年8月に防衛省が配置案を公表、20年末海上ボーリング調査と主要施設の設計入札を実施しようとしている。

馬毛島問題は、地方自治を無視して国が行なう軍事基地化である。ここ数年の政府の対応は、沖縄の基地整備、原発設置の手法と似ている。地域振興(雇用の増加、地元企業の活用)という名目で地元を揺さぶりをかけて、賛同者を増やす。交付金をちらつかせ、生活に苦しんでいる住民に反対させない環境を巧妙に作り出すのである。地元の漁業者、市長、市議会は、明確に反対の意思表示をしている。騒音、自然環境の破壊、在日米軍の特権を認めている日米地位協定の運用をめぐる問題などを考えると、強く反対しなければならない。

「鹿児島正義と平和協議会」の各メンバーは、西之表市長に激励のハガキを送ったり、教区報に意見を投稿している。すべてのいのちを守るために、地元の住民、市民団体と連帯していくつもりである。(2020/12/31記)

山下和実(鹿児島教区信徒 日本カトリック正義と平和協議会委員)

編集後記

日本の政府は近代以降、個人への補償をいっさい拒否する立場をとっているのではないかと。税金は企業や業界団体に還元されるのがまっとうなのであり、個人への償いなど無駄遣いなのだから、限りなく対象者数を絞り、限りなく金額を抑えることができなければ、それは官僚の無能だという価値が、政治家や官僚たちには、心底染みこんでいるのではないかと。足尾鉾毒事件にはじまり、広島、長崎、ビキニ、水俣以来のさまざまな公害、さらには東アジアの植民地補償、そして原発、基地建設、コロナ、全部そうではないかと。国家とは何のためにあるのだろうか。(h.)



発行日 2021年2月1日(隔月発行)
編集発行 日本カトリック正義と平和協議会
〒135-8585 東京都江東区潮見2-10-10
TEL.03-5632-4444 FAX.03-5632-7920
E-mail jccjp@cbcj.catholic.jp

購読料 年 1,800円(送料共)
郵便振替 00190-8-100347
加入者名 カトリック正義と平和協議会

<http://www.jccjp.org>